

文京区特定子ども・子育て支援施設等 指導検査基準

(令和8年6月2日適用)

文京区こども未来部幼児保育課 (2026文こ幼第808号)

指導検査基準中の「評価区分」

	指導形態	
C	文書指摘	子ども・子育て支援法及び関係法令等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	子ども・子育て支援法及び関係法令等に違反する場合で、軽微な違反の場合は「口頭指導」とする。
A	助言指導	子ども・子育て支援法及び関係法令等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

目 次

1 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録・ 1
 2 利用料及び特定費用の額の受領・・・・・・・・・・ 1
 3 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付・ 1
 4 保護者に関する区への通知・・・・・・・・・・ 2
 5 利用児童を平等に取り扱う原則・・・・・・・・・・ 2
 6 秘密保持等・・・・・・・・・・ 2
 7 記録の整備・・・・・・・・・・ 3

〔凡例〕

以下の関係法令等を略称してつぎのように表記する。

No.	関係法令等	略称
1	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）	運営基準
2	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）	法

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	1 特定子ども・子育て支援提供者（以下「提供者」という。）は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 特定子ども・子育て支援の提供日、提供日ごとの時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。	(1) 運営基準第54条	(1) 記録をしていない。 (2) 記録の内容が不十分である。	C B
2 利用料及び特定費用の額の受領	1 提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者（以下「保護者」という。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（特定費用に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。	1 保護者との間に締結した契約により定められた利用料の額を徴収しているか。	(1) 運営基準第55条第1項	(1) 契約を締結していない。 (2) 徴収した額が適正でない。	C C
(1) 利用料の額の受領	1 提供者は、利用料のほか、特定費用の額の支払を保護者から受けることができる。この場合において、提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。 ※ 特定費用とは、次に掲げる費用をいう。	1 特定費用の額の支払を受けるに当たり、保護者に当該支払を求める金銭の使途、額、理由について書面により明らかにするとともに、説明し、同意を得ているか。	(1) 運営基準第55条第2項	(1) 支払を受けるに当たり、金銭の使途、額、理由について書面により明らかにしていない。 (2) 保護者に説明を行い、同意を得ていない。	C C
(2) 特定費用の額の受領	(1) 日用品、文房具その他の特定子ども・子育て支援に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定子ども・子育て支援に係る行事への参加に要する費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 (5) (1)～(4)のほか、特定子ども・子育て支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども・子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの				
3 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	1 提供者は、利用料及び特定費用の支払を受ける際、当該支払をした保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、特定費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。	1 利用料及び特定費用の支払を受けた際に、保護者に領収証を交付しているか。 2 領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しているか。	(1) 運営基準第56条第1項	(1) 領収証を交付していない。 (2) 領収証について、利用料の額と特定費用の額とを区分していない。	C B
(1) 領収証の交付					

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	1 提供者は、利用料及び特定費用の支払をした保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。	1 利用料及び特定費用の支払をした保護者に対し、施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。	(1) 運営基準第56条第2項	(1) 特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない。 (2) 特定子ども・子育て支援提供証明書の記載内容が不十分である。	C B
4 保護者に関する区への通知	1 提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（以下「利用児童」という。）に係る保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る区に通知しなければならない。	1 保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、区に通知しているか。	(1) 運営基準第58条	(1) 区に通知をしていない。	C
5 利用児童を平等に取り扱う原則	1 提供者は、利用児童の国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 国籍、社会的身分等により、差別的取扱いをしていないか。	(1) 運営基準第59条	(1) 差別的取扱いをしている。	C
6 秘密保持等	1 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 3 提供者は、小学校、他の提供者その他の機関に対して、利用児童に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該利用児童に係る保護者の同意を得ておかなければならない。	1 職員及び管理者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置（規程の整備、雇用時の取決め等）を講じているか。 2 正当な理由がなく秘密を漏らしていないか。 1 職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置（規程の整備、雇用時の取決め等）を講じているか。 1 利用児童に関する情報を他の機関に提供する際に、あらかじめ文書により保護者の同意を得ているか。	(1) 運営基準第60条第1項 (1) 運営基準第60条第2項 (1) 運営基準第60条第3項	(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。 (1) 正当な理由がなく秘密を漏らした事実がある。 (1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。 (1) あらかじめ文書により同意を得ていない。	C B C C B C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
7 記録の整備	1 提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	(1) 運営基準第61条第1項	(1) 諸記録が整備されていない。 (2) 諸記録の整備が不十分である。	C B
	<p>【整備すべき諸記録の例】</p> <p><u>職員に関する記録</u> 雇用契約書 / 労働条件通知書 / 履歴書 / 賃金台帳 / 資格証明書 / 労働者名簿 / 職員勤務表（ローテーション） 出勤簿 / 職員健康診断記録</p> <p><u>設備に関する記録</u> 平面図 / 消防計画 / 避難訓練の記録</p> <p><u>会計に関する記録</u> 現金出納帳 / 徴収管理簿</p>		1 特定子ども・子育て支援の提供の記録及び保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときの区への通知に係る記録を整備し、5年間保存しているか。	(1) 運営基準第61条第2項	(1) 提供の記録又は区への通知に係る記録を整備し、5年間保存されていない。 (2) 記録の整備・保存が不十分である。